

平成29年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

平成29年11月21日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 報告〔2件〕

報告第11号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	1
報告第12号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	2

### ○ 承認〔1件〕

承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）〉	……………	3
-------	---	-------	---

### ○ 条例に関する議案〔3件〕

議案第59号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定に ついて【一部改正】	……………	4
議案第60号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について【一部改正】	……………	6
議案第61号	かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について【一部改正】	……………	7

○ 予算に関する議案〔4件〕

議案第 62 号	平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）	9
議案第 63 号	平成 29 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	11
議案第 64 号	平成 29 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	12
議案第 65 号	平成 29 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	13

○ 指定管理者の指定に関する議案〔2件〕

議案第 66 号	かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について	15
議案第 67 号	かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について	16

○ 契約の締結に関する議案〔1件〕

議案第 68 号	バス車両の取得について	17
----------	-------------	----

報告第11号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>物損事故による示談の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター</p> <p>(2) 事故の内容 平成29年8月7日に新治地方広域事務組合環境クリーンセンター地内の車庫に車両を駐車すべく後退したところ、シャッターレールと衝突し、シャッターレールを破損させた。</p> <p>(3) 損害賠償額 186,840円</p> <p>3 専決処分日</p> <p>平成29年10月3日</p> <p style="text-align: right;">〔 教育委員会：生涯学習課 〕</p>	

報告第12号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉
<p>1 要 旨</p> <p>市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 相手方 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span></p> <p>(2) 事故の内容 相手方が運転する車両が市道を走行中、側溝破損部分と左前タイヤ側面が接触し、タイヤが破損した。</p> <p>(3) 損害賠償額 3,510円</p> <p>3 専決処分日</p> <p>平成29年10月31日</p> <p style="text-align: right;">〔 土木部：道路建設課 〕</p>	

承認第5号	<p>専決処分事項の承認を求めることについて</p> <p>〈平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）〉</p>
<p>1 要 旨</p> <p>平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>平成29年9月28日の衆議院解散に伴い、平成29年10月22日投票の衆議院議員総選挙の執行に要する経費が早急に必要になったことから、当該事業に係る経費を平成29年度一般会計補正予算（第4号）により補正を行った。</p> <p>3 専決処分日</p> <p>平成29年9月28日</p> <p style="text-align: right;">〔 市長公室：政策経営課 〕</p>	

議案第59号	かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>市政の重要事項に対する体制強化と効率的効果的な行政運営を図るため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 部の統合</p> <p>ア 都市政策部門と産業部門の連携強化を図るため「環境経済部」と「土木部」を一部統合し、「都市産業部」を設置する。</p> <p>イ 道路、上下水道などインフラ施設の管理や計画的な整備の連携強化を図るため「土木部」の道路部門と「上下水道部」を統合し「建設部」を設置する。</p> <p>(2) 行政サービスの向上と効率化等を図るため、各部が所管する事務の一部について所管替えを行う。</p> <p>ア 広聴、市民協働に関する事務を「市長公室」から「市民部」へ移管する。</p> <p>イ 交通安全、防犯に関する事務を「総務部」から「市民部」へ移管する。</p> <p>ウ 市税の賦課徴収に関する事務を「市民部」から「総務部」へ移管する。</p> <p>エ 環境保全、環境衛生、消費生活に関する事務を「環境経済部」から「市民部」へ移管する。</p> <p>(3) 重要政策に関する組織の特例の設定</p> <p>市の重要政策に関して特に必要がある場合に部外に必要な組織を市長が置くことができるようにする。</p>	

3 施行年月日

平成30年4月1日

[ 市長公室：政策経営課 ]

議案第60号	かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>国民健康保険税の賦課については、暫定賦課（年度当初）と本算定賦課（総所得等が確定した後）の2回で行ってきたが、暫定賦課と本算定賦課の期割の金額差を是正し、賦課内容を分かりやすくすること等を目的に、暫定賦課を廃止して納期を改めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 暫定賦課となる納期の廃止</p> <p>ア 「第1期 4月21日から同月30日まで」の廃止</p> <p>イ 「第2期 6月21日から同月30日まで」の廃止</p> <p>（2） 納期の追加等</p> <p>ア 「第1期 7月22日から同月31日まで」の追加及び以降の納期を第2期から第8期に変更</p> <p>イ 暫定賦課にかかる特例条文である第25条及び第26条の削除</p> <p>3 施行年月日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 市民部：国保年金課 〕</p>	

議案第 6 1 号	かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者が入館する際の入館料を免除するため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>（1） 市水族館の設置及び管理に関する条例 （入館料の減免）</p> <p>第 7 条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（2） 市水族館の設置及び管理に関する条例施行規則 （入館料の減免）</p> <p>第 2 条 条例第 7 条の規定により市長が入館料を免除することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。</p> <p>（1） 市内の小学校の児童及び中学校の生徒が教育活動として入館するとき。</p> <p>（2） 学術研究を目的として入館するとき。</p> <p>（3） 障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者が入館するとき。</p> <p>2 市長は、前項に掲げるもののほか、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</p>	

3 前2項の規定による入館料の減免を受けようとする者は、かすみがうら市水族館入館料減免申請書兼承認書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第1項第3号の場合においては、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に定める療育手帳の提示をもってかすみがうら市水族館入館料減免申請書兼承認書の提出に代えることができる。

3 施行年月日

平成30年4月1日

〔 環境経済部：観光商工課 〕

## 議案第62号

平成29年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）

## 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,706万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ172億8,287万8千円とするもの。

## 2 内 容

## (1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	2,348,044	26,646	2,374,690
県支出金	1,243,719	1,333	1,245,052
繰入金	834,179	27,004	861,183
繰越金	340,728	2,083	342,811
歳入合計	17,225,812	57,066	17,282,878

## (2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
民生費	6,213,487	35,145	6,248,632
衛生費	1,067,736	1,171	1,068,907
農林水産業費	651,248	2,319	653,567
商工費	326,311	5,900	332,211
土木費	2,166,853	12,531	2,179,384
歳出合計	17,225,812	57,066	17,282,878

## (3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 民生費の事業費		
国民健康保険特別会計繰出事業	26,462	国保年金課
障害者自立支援事業	1,404	社会福祉課
介護保険特別会計繰出事業	756	介護長寿課
児童手当事業	220	子ども家庭課
私立保育所事業（政策）	4,434	子ども家庭課
放課後児童健全育成事業	1,869	大塚児童館
イ 衛生費の事業費		
養育医療給付事業	71	健康づくり増進課
健康づくり推進事業（政策）	1,100	健康づくり増進課
ウ 農林水産業費の事業費		
土地改良整備支援事業（政策）	2,319	農林水産課
エ 商工費の事業費		
歩崎公園管理運営事業（政策）	5,900	観光商工課
オ 土木費の事業費		
神立駅周辺整備事業（政策）	12,531	都市整備課

〔 市長公室：政策経営課 〕

議案第63号	平成29年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
--------	----------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,646万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ58億6,228万3千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰入金	578,932	26,462	605,394
歳入合計	5,835,821	26,462	5,862,283

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
前期高齢者納付金等	2,320	24	2,344
諸支出金	13,885	26,438	40,323
歳出合計	5,835,821	26,462	5,862,283

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 前期高齢者納付金等の事業費		
前期高齢者支援事業	24	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
償還事業	26,438	国保年金課

[ 市民部：国保年金課 ]

議案第64号	平成29年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）
--------	---------------------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ485万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億1,785万2千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
繰越金	1	2,920	2,921
諸収入	1,001	1,932	2,933
歳入合計	713,000	4,852	717,852

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
後期高齢者医療広域連合納付金	707,985	2,695	710,680
諸支出金	1,001	2,157	3,158
歳出合計	713,000	4,852	717,852

(3) 事業別補正予算の説明 (単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 後期高齢者医療広域連合納付金の事業費		
後期高齢者医療広域連合納付事業	2,695	国保年金課
イ 諸支出金の事業費		
一般会計繰出事業	2,157	国保年金課

〔 市民部：国保年金課 〕

## 議案第65号

平成29年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第2号)

## 1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6,053万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ34億6,581万8千円とするもの。

## 2 内 容

## (1) 歳入の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	722,271	756	723,027
繰入金	525,548	756	526,304
繰越金	1,000	59,018	60,018
歳入合計	3,405,288	60,530	3,465,818

## (2) 歳出の補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
総務費	107,917	1,512	109,429
諸支出金	1,292	59,018	60,310
歳出合計	3,405,288	60,530	3,465,818

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 総務費の事業費		
一般管理事業	1,512	介護長寿課
イ 諸支出金の事業費		
国庫支出金等返還事業	34,171	介護長寿課
一般会計繰出事業	24,847	介護長寿課

[ 保健福祉部：介護長寿課 ]

議案第66号	かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
<p>1 要 旨</p> <p>平成30年3月31日をもって、かすみがうら市活性化センター生産物直売所の5年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き指定管理者制度を導入し、当該施設を管理することとしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記候補者を指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 候補者名</p> <p>かすみがうら市活性化センター運営委員会 委員長 小松崎 尊 茨城県かすみがうら市宍倉6343番地2</p> <p>(2) 指定期間</p> <p>平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">〔 環境経済部：観光商工課 〕</p>	

議案第67号	かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
<p>1 要 旨</p> <p>平成30年3月31日をもって、かすみがうら市水族館の5年間の指定管理期間が満了となることから、引き続き指定管理者制度を導入し、当該施設を管理することとしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記候補者を指定管理者として指定するため議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 候補者名</p> <p>株式会社デン・ケリー 代表取締役 佐山 等 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番12号</p> <p>(2) 指定期間</p> <p>平成30年4月1日から平成35年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">〔 環境経済部：観光商工課 〕</p>	

議案第68号	バス車両の取得について
<p>1 要 旨</p> <p>霞ヶ浦広域バスの運行に使用する車両を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 取得する財産 霞ヶ浦広域バス使用車両 床仕様：ノンステップ 乗車定員：58人</p> <p>(2) 取得金額 24,688,852円</p> <p>(3) 相手方 茨城県土浦市中貫1579番地 茨城いすゞ自動車株式会社 土浦営業所 所長 坂本 満</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：検査管財課 〕</p>	

平成29年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成29年11月28日提出

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 条例に関する議案〔3件〕

議案第 69 号	市長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】	……………	1
議案第 70 号	副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】	……………	2
議案第 71 号	教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】	……………	3

議案第69号	市長の給料月額の特例に関する条例の制定について 【新規制定】
<p>1 要 旨</p> <p>平成29年10月26日の深夜、管理職である市職員が飲酒運転により検挙される事態が発生し、度重なる飲酒運転による不祥事に関する監督責任を明らかにするため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特例の期間 平成29年12月～平成30年1月（2か月間）</p> <p>(2) 特例の内容</p> <p>ア 給料月額を15%減ずるもの 現行額：779,000円 → 削減後：662,150円 期末手当及び退職手当に反映しない。</p> <p>イ 削減額・・・・・・・・・・▲ 116,850円（1か月） ▲ 233,700円（2か月累計）</p> <p>3 施行年月日 平成29年12月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第70号	副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について 【新規制定】
<p>1 要 旨</p> <p>平成29年10月26日の深夜、管理職である市職員が飲酒運転により 検挙される事態が発生し、度重なる飲酒運転による不祥事に関する監督責任を明らかにするため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特例の期間 平成29年12月～平成30年1月（2か月間）</p> <p>(2) 特例の内容</p> <p>ア 給料月額を10%減ずるもの 現行額：592,000円 → 削減後：532,800円 期末手当及び退職手当に反映しない。</p> <p>イ 削減額・・・・・・・・・・▲59,200円（1か月） ▲118,400円（2か月累計）</p> <p>3 施行年月日 平成29年12月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	

議案第71号	教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について【新規制定】
<p>1 要 旨</p> <p>平成29年10月26日の深夜、管理職である市職員が飲酒運転により検挙される事態が発生し、度重なる飲酒運転による不祥事に関する監督責任を明らかにするため、この条例を制定するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特例の期間 平成29年12月～平成30年1月（2か月間）</p> <p>(2) 特例の内容</p> <p>ア 給料月額を10%減ずるもの 現行額：546,000円 → 削減後：491,400円 期末手当及び退職手当に反映しない。</p> <p>イ 削減額・・・・・・・・・・▲54,600円（1か月） ▲109,200円（2か月累計）</p> <p>3 施行年月日 平成29年12月1日</p> <p style="text-align: right;">〔 総務部：総務課 〕</p>	



平成29年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成29年12月13日提出

かすみがうら市

目 次

○ 契約の締結に関する議案〔1件〕

議案第72号	バス車両の取得について	……………	1
--------	-------------	-------	---

議案第72号	バス車両の取得について
--------	-------------

1 要 旨

霞ヶ浦広域バスの運行に使用する車両を取得することについて、かすみ  
がうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
(平成17年かすみがうら市条例第51号)第3条の規定に基づき、議会  
の議決を求めるもの。

2 内 容

- (1) 取得する財産 霞ヶ浦広域バス使用車両  
床仕様：ノンステップ  
乗車定員：58人

(2) 取得金額

車 両 代	22,560,669円
消 費 税	1,804,853円
自動車税等	299,380円
合 計	24,664,902円

- (3) 相 手 方 茨城県土浦市中貫1579番地  
茨城いすゞ自動車株式会社 土浦営業所  
所長 坂本 満

[ 総務部：検査管財課 ]



平成29年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

平成29年12月13日

かすみがうら市

## 目 次

### ○ 人事に関する議案〔1件〕

議案第73号  かすみがうら市農業委員会委員の任命について	1 ~ 2
-------------------------------	-------

議案第73号

かすみがうら市農業委員会委員の任命について

1 要 旨

農業委員会委員として、次の者を任命することについて、議会の同意を  
求めるもの。

2 内 容

(1) 任命する者

氏 名	住 所	公 職 歴
中山 峰 雄	かすみがうら市宍倉 [REDACTED]	・平成4年2月から 現在
外 塚 孝 雄	かすみがうら市新治 [REDACTED]	・平成18年3月から 現在
塚 本 勝 男	かすみがうら市中台 [REDACTED]	・平成16年2月から 現在
海 東 功	かすみがうら市上稲吉 [REDACTED]	・平成24年3月から 現在
貝 塚 光 章	かすみがうら市坂 [REDACTED] [REDACTED]	・平成16年2月から 現在
井 坂 孝 雄	かすみがうら市深谷 [REDACTED]	・平成10年2月から 現在
久 松 弘 叔	かすみがうら市稲吉 [REDACTED] [REDACTED]	・平成27年3月から 現在
齊 藤 幸 雄	かすみがうら市牛渡 [REDACTED]	・平成10年2月から 現在
谷 中 昌	かすみがうら市牛渡 [REDACTED]	

氏 名	住 所	公 職 歴
塚 本 茂	かすみがうら市下稲吉 ■■■■■	
栗 原 進 一	かすみがうら市安食 ■■■■■	・平成24年3月から 平成27年3月まで
鈴 木 良 道	かすみがうら市下土田 ■■■■■	・平成5年7月から 平成18年3月まで ・平成21年3月から 平成25年2月まで ・平成27年3月から 現在
飯 田 敬 市	かすみがうら市戸崎 ■■■■■	・平成21年3月から 現在
栗 山 千 勝	かすみがうら市柏崎 ■■■■■	・平成10年2月から 平成14年3月まで ・平成21年3月から 平成25年12月まで ・平成27年3月から 現在
市 川 敏 光	かすみがうら市粟田 ■■■■■	・平成24年3月から 現在

(2) 任 期

平成30年3月28日から平成33年3月27日まで（3年）

[ 総務部：総務課 ]